



令和4年 8月26日(金)
(2022年)

No. 15724 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆知財の常識・非常識 ③⑨

特許法102条2項等の適用において売上額から控除すべき経費について (1)

☆知的財産関連ニュース報道(韓国版) …… (8)

知財の常識・非常識 ③⑨

特許法102条2項等の適用において売上額から控除すべき経費について

坂坂法律事務所

弁護士・弁理士 堀籠 佳典

1. はじめに

知的財産権侵害訴訟では、裁判所は、侵害論と損害論を分離して審理するようにしています。具体的には、知的財産権(特許権等)の侵害の有無の審理を先行し、その結果、裁判所が知的財産(権)の侵害があったとの心証を持った場合にのみ、損害論の審理に進みます。

その場合、訴状での損害論についての主張は簡略であることが通常であり、また、損害論の審理に進んだ段階で訴訟提起から時間が経過していることもあり、この時点で、原告が損害論の主張について整理・補充することもあります。

損害論の審理の中心は損害「額」の認定であり、この点を巡って当事者から様々な証拠提出や主張がな

特許業務法人

北 斗 特 許 事 務 所

HOKUTO PATENT ATTORNEYS OFFICE

所 長	弁理士	西 川 惠 清	弁理士	永 濱 一 貴
副 所 長	弁理士	坂 口 武	弁理士	小 川 博 生
副 所 長	弁理士	田 中 康 継	弁理士	中 尾 慎
	弁理士	水 尻 勝 久	弁理士	渡 辺 尚 希
	弁理士	竹 尾 由 重	弁理士	畑 海
	弁理士	谷 水 慎		

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目12番17号 梅田スクエアビル9階

電話 06-6345-7777(代) FAX 06-6344-0777(代)

E-mail : post@hokutopat.com